

## 山口県宅老所・グループホーム協会 表彰規程

(目的)

第1条

本規程は、山口県宅老所・グループホーム協会（以下、「当会」という。）における表彰者を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条

表彰は、次の者について行う。

- (1) 当会の功労者
- (2) 当会の優秀な会員
- (3) 当会の優秀な役職員

(表彰式)

第3条

表彰式は、5年毎に開催される周年行事の記念式典において行う。

(表彰記念品)

第4条

表彰は、感謝状もしくは表彰状とし、記念品として会長の選定した品物を贈呈する。

(被表彰者の決定)

第5条

被表彰者の決定は、会長から推薦のあった者について理事会で選考し決定する。

(選考基準)

第6条

被表彰者の選考基準は、次の各号に掲げる資格ほを備える者でなければならない。

- (1) 当会の運営に対して、その功績が顕著な者
- (2) 当会の会長、副会長、常務理事として2期（4年）以上その任にあった者
- (3) 当会の役職員として5期（10年）以上その任にあった者

(表彰の取消)

第7条

表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の対面を汚す行為があったときは、会長は理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

(その他)

第8条

この規程に定めのない事項は、会長が決定し理事会で報告する。

附則

本会則は、平成27年 5月17日から施行する。